

吸収分割にかかる事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項
吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 201 条に基づく開示
事項)

2024 年 4 月 1 日

株式会社エクサウィザーズ

株式会社 ExaMD

東京都港区芝浦四丁目2番8号
株式会社エクサウィザーズ
代表取締役 春田 真

東京都港区芝浦四丁目2番8号
株式会社 ExaMD
代表取締役 羽間 康至

株式会社エクサウィザーズ（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 ExaMD（以下「承継会社」といいます。）は、2024年2月13日付で締結した吸収分割契約に基づき、本日を効力発生日として、分割会社が営む健康・医療領域のマルチモーダル AI プロダクト・サービスに関する事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日
2024年4月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収分割は会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
本件吸収分割は会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
本件吸収分割に際して、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、同条の規定による手続は実施しておりません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
分割会社は、承継会社に承継したすべての債務について重畳的債務引受を行うため、本件吸収分割後に分割会社に対して債務の履行を請求できない債権者は存在しませんので、会社法第789条の規定による手続は実施しておりません。
3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続並びに同法797条、

第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

差止請求を行った株主はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

株主買取請求を行った株主はいません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は会社法第 799 条 2 項の規定により、2024 年 2 月 22 日付の官報により公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。なお、知れたる債権者が存在しませんでしたので、各別の催告は実施しておりません。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は分割会社より、健康・医療領域のマルチモーダル AI プロダクト・サービスに関する事業を承継しました。承継した資産及び負債の額は次のとおりです。

(1) 承継資産額 101 百万円 (概算値)

(2) 承継負債額 0 円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 4 月 12 日 (予定)

6. その他の重要な事項

該当事項はありません。

以上